

市第37号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

「横浜市桜道コミュニティハウス」を

「横浜市上大岡コミュニティハウス
横浜市桜道コミュニティハウス」に、

「横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス」を

「横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス
横浜市常盤台コミュニティハウス」に、

「横浜市中田コミュニティハウス」を

横浜市新橋コミュニティハウス

横浜市中田コミュニティハウス

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市上大岡コミュニティハウス等を設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。